

禁止されている選挙運動

選挙運動は、立候補の届け出が受理されてから投票日の前日までに限り行うことができます。立候補の届け出を行う前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

また、選挙運動を行うことができる期間であっても、次のような行為は禁止されています。

○禁止されている選挙運動

戸別訪問	選挙に関し、投票の依頼や投票しないよう依頼することを目的として計画的に戸別に選挙人の居宅を訪問すること。
飲食物の提供	選挙運動に関して、どのような名目であっても飲食物（湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子や認められた範囲内の弁当を除く。）を提供すること。
署名運動	選挙に関し、投票の依頼や投票しないよう依頼することを目的として有権者に対して署名運動をすること。
人気投票の公表	選挙に関し、候補者の人気投票を行い、経過や結果を公表すること。
氣勢を張る行為	選挙運動のために自動車を連ねたり、隊列を組んで往来することやサイレンを鳴らすなどの氣勢を張ること。

政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることだけでなく、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも公職選挙法により禁止されています。

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や町内会費など規約に定められたものや物を買ったときの代金の支払いなどの債務以外のものを言います。



○禁止されている主な行為

政治家の寄附の禁止	政治家（現職の政治家、候補者、これから立候補しようとする人）が、選挙区内の者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、罰則の対象となります。 ※政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典については罰則の対象とはなりません。選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は罰則の対象となります。
政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止	政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求することも禁止されています。政治家を威迫したり、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求すると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。
政治家の関係団体の寄附の禁止	政治家が役員または構成員である団体や会社が、選挙区内の者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
政治家の後援団体の寄附の禁止	政治家の後援団体が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんにかかわらず処罰されます。



軽自動車税（種別割）の減免申請受け付けについて

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税（種別割）納税通知書※納めないでください。
- 納税義務者の印鑑（スタンプ式は不可）
- 障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税（種別割）納税通知書を受け取られてから、納期限5月31日（月）までになります。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大などにより、郵送申請を希望される方は税務課までお早めにご連絡ください。

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
精神障害者		本人

- 対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限り、障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限り、自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県事務所 稲敷支所 ☎029-892-6111へお問い合わせください。

▶問い合わせ・申し込み先

税務課 町民税係 ☎68-2211（内線203・204）

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	2級および3級	
平衡機能障害	3級	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級の各級
心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		
小腸の機能障害	1級～3級の各級	
免疫機能障害		
肝臓機能障害		
療育手帳	「㊤」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	